

共 同 声 明

2011（平成23）年3月11日に発生した東京電力福島第一原発事故（以下「本件原発事故」という。）から、4年7ヶ月が経過した。事故は未だ収束せず、被害の完全回復、完全賠償の実現にはほど遠い状況が続いている。

私たちは、本件原発事故により全国各地に避難された方をはじめ、被害を受けた様々な方を原告として、加害者の国と東京電力に対しその法的責任を明らかにし、被害の完全回復、完全賠償を求めて全国の裁判所で訴訟を提起した弁護団である。この訴訟は、事故から2年後の2013（平成25）年3月11日を皮切りに全国の裁判所で続々と提訴され、現在の原告数は全国で1万人を超え、この動きはさらに拡大しつつある。

当初の訴訟提起から2年以上が経過し地域によっては訴訟の佳境を迎える中、本年8月31日、国際原子力機関（IAEA）は、「福島第一原子力発電所事故事務局長報告書」と付属文書である5巻の「技術文書」を公表した（以下、これらをまとめて「本報告書」という）。すでに各種報道でも大きく取り上げられたとおり、本報告書は、福島第一原発事故の原因について、原発は安全との思い込みが東京電力をはじめ、日本に広がっていたことが主因と分析し、規制当局も思い込み疑問を挟まず「結果として過酷事故の対策が不十分だった」として、国及び東京電力の責任を厳しく断罪した。さらに、津波の想定に関し、日本政府や規制当局は巨大津波が福島第一原発を襲う危険を認識していたにもかかわらず効果的な対策を怠ったことも明確に指摘した（特に国や東電の責任の関連では技術文書の第2分冊において詳述されている）。

かような本報告書は、私たち弁護団が取り組む訴訟においても国や東京電力の法的責任を問う上で、証拠として極めて重要な価値を有することはいうまでもない。

しかるに、幾つかの訴訟において、国は、この度のIAEAの本報告書については、そもそも証拠として出す予定がないことを明言した。また、本報告書のうち、事務局長報告書は日本語訳が公表されているが、これに附属し、事務局長報告を詳細に解説、裏付ける技術文書は、いまだ日本語訳が公表されていないところ、国は、同技術文書を国において翻訳する予定がないことも明言した（当然、証拠として出す予定がないということである）。

以上の国の態度は、率先して事故原因究明と再発防止を担う事故当事国たる日本国の国際的な立場としても、また国内において国民に対し事故原因や教訓を不断に説明し、情報公開を義務づけられる立場としても、そして、訴訟において最重要争点となる津波の予見可能性などの真相究明のために信義誠実を尽くすべき当事者の立場としても、極めて遺憾というほかない。

本報告書は、日本を含む42の加盟国及び国際機関からの約180名の専門家らによって作成されたものであり、また、事務局長報告書がいわばIAEA報告の結論であるのに対し、技術文書は、その結論を導き出した根拠とプロセスが詳細に記録されており、事務局長報告と一体となって本件原発事故の原因究明に不可欠の役割を有する。

現在の国の態度は、かような国際的な立場から示された、二度と過ちを繰り返さないための事故原因の究明やその教訓が、事故発生当事国の国民に共有されないことを意味する。

そもそも国は、本件原発事故を踏まえて、過去の「規制の虜」状態を克服し、国民の信頼と

信認を取り戻すために原子力規制委員会を設置したのであり、その原子力規制委員会設置法では、国民の生命、健康等を保護するために、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における必要な施策を策定することが目的とされ、また国民の知る権利の保障に資するために情報公開の徹底が義務づけられているのである。前記国の態度は、自ら本件原発事故で教訓として国民に約束したことすら反故にするもので、まさしく国民に対する背信行為といわざるを得ない。

さらに各地の訴訟において、国は、本件原発事故後間もない時期に日本政府が I A E A に提出した事故調査報告書（「原子力安全に関する I A E A 閣僚会議に対する日本国政府の報告書－東京電力福島原子力発電所の事故について－」）を証拠として提出し、I A E A の権威をもって自らの主張の正当性を大々的に展開していたにもかかわらず、その回答にあたる I A E A からの本報告書については、一切の無視を決め込むというのである。あまりに身勝手かつ誠実さを欠いた訴訟態度といわざるを得ない。

以上を踏まえ、私たち弁護士は、まずもって国に対し、すみやかに前記 I A E A の本報告書、少なくとも国及び東電の責任を基礎づけることとなる技術報告書の「第 2 分冊」についての翻訳文の提出を求めるとともに、各地の裁判所に対しては、前記のとおり国の社会的にも訴訟上においても著しく誠実さを欠いた態度を十分に認識した上で、真相究明と被害救済の観点に立った適切な訴訟指揮権の行使として、国に対し同翻訳文の証拠提出を強く促すよう求めるものである。

2015（平成27）年10月23日

原発被害救済千葉県弁護士 弁護士長 福武公子

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護士 共同代表 安田純治、同 菊池紘

原子力損害賠償群馬弁護士 弁護士代表代行 石原栄一

埼玉原発事故責任追及訴訟弁護士 弁護士長 中山福二

福島原発被害首都圏弁護士 共同代表 中川素充、同 森川清

東日本大震災による原発事故被災者支援弁護士 共同代表 丸山輝久、同 前川渡、同 大森秀昭

福島原発被害者支援かながわ弁護士 弁護士長 水地啓子

岡山原発被災者支援弁護士 弁護士長 石田正也

原発事故被災者支援兵庫弁護士 弁護士長 古殿宣敬

福島原発被害救済新潟県弁護士 弁護士長 遠藤達雄

被災者支援京都弁護士 弁護士長 川中宏

原発損害賠償請求を支援する弁護士の会（広島） 代表 小笠原正景

原発事故被災者支援関西弁護士 弁護士長 金子武嗣

原発事故被災者支援北海道弁護士 弁護士長 岩本勝彦

原発被害救済山形弁護士 弁護士長 安部敏

福島原発被害弁護士 共同代表 小野寺利孝、同 広田次男、同 鈴木堯博、同 清水洋

福島原発事故損害賠償愛知弁護士 弁護士長 細井土夫

以上 17 団体